

平成26年2月24日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市まちづくり基本条例推進委員会
会長 岩崎 恭典
(公印省略)

評価結果報告

亀山市まちづくり基本条例第19条の規定に基づく具体的な推進方法として策定された「亀山市まちづくり基本条例推進計画」の評価について、当委員会において実施いたしました内容を別紙のとおり報告します。

つきましては、当委員会の評価意見を尊重し、条例の趣旨に則った亀山らしいまちを実現されるよう要望します。

亀山市まちづくり基本条例推進計画
評価結果報告書

亀山市まちづくり基本条例推進委員会

【目次】

地域コミュニティのしくみづくり支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	1
市民活動応援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
施策評価の導入/事務事業評価対象の拡大・・・・・・・・・・・・・・	9
職員コンプライアンス意識啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(仮称)人権を尊重する条例策定事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

市の所管室の実施した自己評価結果に対し、まちづくり基本条例推進委員会としての意見を付しています。

※【まちづくり基本条例推進委員会意見】

事業名 地域コミュニティのしくみづくり支援事業
所 管 市民文化部 地域づくり支援室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第 4 条 第 1 項	まちづくりに参加する権利
第 5 条 第 1 項 第 3 項 第 4 項	積極的なまちづくりの推進 行政サービスに伴う負担の分任 事業者の自覚と地域社会との調和義務
第 7 条 第 3 項	市民が参加できる体制づくり
第 1 0 条	協働の原則
第 1 1 条	参加の原則
第 1 3 条	市民尊重の原則
第 1 4 条	地域尊重の原則

◎平成25年度の活動実績

▽活動概要（上半期）

○地区コミュニティ研究会

第1回地区コミュニティ研究会（H25.7.18）

- (1)地域まちづくり推進チームの経過報告
- (2)地域まちづくり協議会の進捗状況
- (3)地区コミュニティセンターの指定管理
地区コミュニティセンターの指定管理の継続
指定期間の変更の検討（5年⇒3年）

○地域まちづくり推進チーム

地域担当職員 12 名の任命配置（H25.5.1）

- 第1回会議（H25.5.21）地域担当職員の担当割り、チーム内での情報共有、地域カルテの検討
- 第2回会議（H25.6.10）市民活動応援制度、担当職員の活動報告、地域支援マニュアル
- 第3回会議（H25.7.8）地域予算制度、地域カルテの検討
- 第4回会議（H25.8.9）担当職員の活動報告、地区コミュニティ研究会への報告、先進地視察
先進地視察（H25.8.28）名張市、伊賀市
- 第5回会議（H25.9.26）担当職員の活動報告、視察振り返り、地域まちづくり協議会説明用パンフ

▽活動概要（下半期実績）

○地区コミュニティ研究会

第2回地区コミュニティ研究会（H25.11.18）

- (1)地域コミュニティのしくみづくり支援事業の26年度以降のスケジュール
- (2)地域まちづくり協議会説明用資料
- (3)地区コミュニティセンター充実事業の報告

○地域まちづくり推進チーム

- 第6回会議（H25.10.28）担当職員の活動報告、26年度以降の各地区の動き
- 第7回会議（H25.11.26）担当職員の活動報告、地区コミュニティ研究会の経過報告
- 第8回会議（H26.1.14）担当職員の活動報告、地域カルテの検討

○合同地域まちづくり研修会（資料1）

日時：①H25.10.29 ②H26.1.22

場所：①川崎地区コミュニティセンター ②昼生地区コミュニティセンター

講師：特定非営利活動法人NPO政策研究所理事長 直田春夫氏

対象：地区コミュニティ等会長、自治会連合会支部長、地域担当職員 計63名

内容：地域まちづくりと自治～持続可能な亀山づくりのために～

○地域自治に関する有識者会議

第1回会議（H25.11.20）本会議の目標の共有、市のコミュニティ施策の概況把握

第2回会議（H26.2.7）地域予算制度（案）、社協の地域支援、モデル地区での事業等の状況、他市の条例等の状況

平成26年度は、5回開催予定

会議の目標：①地域予算制度の骨格の検討 ②地域まちづくり協議会の法的位置づけの検討

▽取組目標の達成状況

H24	計 画	モデル地区事業の取組地区数	2地区
	実 績	モデル地区事業の取組地区数	2地区(川崎・昼生)
H25	計 画	新たな地域づくり支援のしくみづくり	制度設計完了
	実 績 (見込)	新たな地域づくり支援のしくみづくり	制度設計完了
補 足			

◎計画期間全体の活動成果等（平成24年度から平成25年度）

▽活動成果

先行して新たに地域コミュニティのしくみづくりに取り組む地域としてモデル地区に2地区(川崎・昼生)を選定した。これら地域の取組を先行事例として地区コミュニティ連絡協議会と自治会連合会の合同研修の場などを通じて各地域での情報共有を図った。

また、モデル地区については、平成25年4月にそれぞれの地域まちづくり協議会を設立した。更に、野村・城北・関南部地区において設立準備委員会が立ち上げられ、平成26年度での協議会設立に向けた議論が進んでいる。

こうした地域の取組支援に向け、市内部に地域まちづくり推進チーム(市縁隊)を設置し、地域への支援体制の充実を図っている。

有識者会議の設置により、地域予算制度の骨格及び地域まちづくり協議会の法的位置づけの検討について、専門的な見地から助言を受ける体制が整った。

▽反省点・課題等

地域コミュニティのしくみづくりに対する地域の状況は、温度差があり、市全体での取組の重要性・必要性についての理解を深められるよう、周知徹底が必要である。

また、地域コミュニティのしくみづくりに取組やすい環境を整備して、地域まちづくり協議会の設立を促進する必要がある。

地域担当職員のスキルに個人差があり、地域に対する十分な支援体制を構築するには時間を要する。

◎平成26年度以降の事業展開の方向性等

▽事業展開の方針等

地域コミュニティの新たなしくみづくりに対する市全体での理解を深めるため、講演会その他公的な場における周知徹底を図る。

各地域におけるまち協設立準備委員会の立ち上げを促進する。

地域担当職員による支援体制のさらなる充実を図る。

地域予算制度の骨格の検討及び地域まちづくり協議会の法的位置づけの検討を進める。

【まちづくり基本条例推進委員会意見】

モデル地区(川崎・昼生)の取組に続いて、新たなまちづくり協議会の設立に向けた動きが他の地区でも始まっており、市の推進体制としても「市援隊」が設置され、「地域コミュニティの新たなしくみづくり」の初期段階としては概ね順調に進められている。

しかし、市民全体のまちづくり協議会の必要性への理解については、各地域間でも、地域内でも温度差があると思われるため、市民への理解を深めるよう、周知・啓発に取り組まれない。

また、地域予算制度については、地域の意見を踏まえた検討とされたい。

事業名 市民活動応援事業
所 管 市民文化部・文化振興局 共生社会推進室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第 4 条 第 1 項	まちづくりに参加する権利
第 5 条 第 1 項 第 3 項	積極的なまちづくりの推進 行政サービスに伴う負担の分任
第 7 条 第 3 項	市民が参加できる体制づくり
第 1 0 条	協働の原則
第 1 1 条	参加の原則
第 1 3 条	市民尊重の原則

◎平成25年度の活動実績

▽活動概要（上半期）

- 亀山市市民活動応援交付金交付要綱
H25.4.23：議会全員協議会、教育民生委員会協議会にて説明
H25.5.10：亀山市市民活動応援交付金交付要綱施行
- 亀山市市民活動応援制度審査検証委員会
第 1 回(H25.6.11)：委嘱状交付、本委員会設置の趣旨説明、委員長の選任、
市民活動応援券の单位名称の選考
第 2 回(H25.8.6)：市民活動応援券の図柄の選考、市民活動応援制度団体登録審査
- 制度に対する地域組織(自治会、地区コミュニティ)からの代表者選出等
H25.5.7：亀山市自治会連合会役員にて代表者の選出依頼
H25.5.8：亀山市地区コミュニティ連絡協議会代表者会議にて代表者の選出依頼
H25.9.3：亀山市自治会連合会 役員会及び支部長会にて制度説明
- 地区コミュニティ及びまちづくり協議会へ制度説明
説明会開催：25 回
- 市民活動応援制度の登録団体を募集
団体登録申請期間（第 1 回目）：H25.5.16 から H25.7.31 まで
団体登録説明会開催 H25.6.26：第 1 回説明会 市民協働センターにて 14：30～
H25.7.1：第 2 回説明会 市民協働センターにて 19：00～
第 1 回目の登録団体数：43 団体（資料 2）

▽活動概要（下半期実績）

- 市民活動応援券の発行（H25.10.1）（資料 1）
発行枚数：57,500 枚
交付申請のあった地区コミュニティ及びまちづくり協議会へ随時交付
- 市民活動応援制度・団体紹介冊子
発行部数：300 冊
地区コミュニティ及びまちづくり協議会へ配付
地区コミュニティセンター、市役所本庁、関支所、林業総合センター、市民協働センター「みらい」、
総合保健福祉センター「あいあい」等市の施設等へ配付
- 市民活動応援制度の登録団体へ説明会開催
H25.10.29：第 1 回説明会 市民協働センターにて 10：00～
第 2 回説明会 市民協働センターにて 15：00～
- 市民活動応援制度の登録団体を募集
団体登録申請期間（第 2 回目）：H25.11.1 から H25.12.27 まで

団体登録説明会開催 H25.11.11 : 第3回説明会 市民協働センターにて 19:00～ H25.11.12 : 第4回説明会 市民協働センターにて 10:30～ ○地区コミュニティ及びまちづくり協議会へ説明 H25.11.19 : 亀山市地区コミュニティ連絡協議会代表者会議にてPRイベント出席依頼 H26.1.17 : 亀山市地区コミュニティセンター職員研修会にて、事務担当者へ応援制度説明 ○行政情報番組「市役所からこんにちは」にて制度周知（放送期間 12/6～12/11） ○亀山市市民活動応援制度審査検証委員会（資料2） 第3回(H26.1.14): 市民活動応援制度団体登録審査 第2回目の登録団体数: 14 団体 ○第2回目の登録団体を公表 (H26.2.1) ○応援券の使い方を広報かめやま 2 月 1 日号に掲載 ○市民活動応援制度・団体紹介冊子 Vol.2 を発行 発行部数: 300 冊 地区コミュニティ及びまちづくり協議会、市の施設等へ配付 ○市民活動応援制度PRイベント～みんなが笑顔に～開催 (H26.2.8) ○寄附ボックスを臨時に設置 (H26.2.4 からH26.3.7 までで税務申告相談等に合わせて) ○市民活動応援制度の登録団体へ説明会開催 (H26.3 予定)

▽取組目標の達成状況

H24	計 画	制度設計	H24. 9完了
	実 績	制度の骨格部分（中間報告）	H24. 9完了
H25	計 画	運用	H25. 10開始
	実 績 (見込)	運用 25 地区コミュニティ中、16 地区コミュニティへ応援券を交付	H25. 10開始
補 足			

◎計画期間全体の活動成果等（平成24年度から平成25年度）

▽活動成果

亀山市市民活動応援制度検討委員会からの最終報告(H25.2)に基づき、平成25年5月に制度要綱を策定することができた。この要綱に基づき、平成25年10月以降、申請のあった地区コミュニティやまちづくり協議会に対し応援券(H26.2.19 現在・16 地区・約1万枚)の交付を行った。 また、登録団体については、第1回目の募集 (H25.5.16～H25.7.31) を行い、43 団体の応募があり、審査検証委員会の審査を経て決定した。また、第2回目の募集(H25.11.1～H25.12.27)を行い、審査検証委員会の審査後を経て14 団体が登録団体に決定し、合計57 団体の登録がなされた。 制度について、広報誌やケーブルテレビなどで周知したほか、活用促進を図るために平成26年2月8日にPRイベント～みんなが応援券で笑顔に～を開催し、約120 人の参加があった。イベントでは、制度の背景に関する基調講演、制度説明・事例紹介のパネルディスカッション、地域と登録団体（市民活動団体）の交流会を開催し、制度の理解と地域・団体の相互理解を深めた。

▽反省点・課題等

市民活動応援制度が市民の皆さんに十分、認識や理解していただけていないため、更なる制度周知を行う。 各コミュニティセンターに独自に設置している登録団体の寄附ボックスのあり方を検討する。

◎平成26年度以降の事業展開の方向性等

▽事業展開の方針等

平成26年度も地区コミュニティの役員交替等があり、各地区コミュニティから制度の説明依頼があった場合は、再度、説明会を開催する。

平成26年度に中間検証を行い、より良い制度となるよう検討していく。

【まちづくり基本条例推進委員会意見】

制度が当初計画どおり交付することができたが、市民全体への周知などが制度スタート後となったことなど、市民の理解度が低いという課題を感じる。

しかし、制度は長期的な視点で見守る必要もあり、今後の更なる周知や、応援券が流通するための検討を進められたい。

事業名 施策評価の導入 / 事務事業評価対象の拡大
 所 管 企画総務部 企画政策室 / 財務部 財政行革室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第 7 条 第5 項	市民にわかりやすい説明
第 8 条 第2 項	効率的な行政運営

◎平成25年度活動実績

▽活動概要(上半期)

○部・局長会議 H25.4.25：行政評価関係事務説明(年間スケジュール、事務事業評価対象事業) H25.5.9：施策評価実務説明 H25.7.22：施策評価シートの内容調整協議
○施策評価事務 H25.5.20：施策評価作業開始 H25.7.22：施策評価シートの内容調整協議 H25.8.6-7：サマーレビュー(市長レビュー) H25.8.22：主要施策の成果報告書提出(決算報告資料) ※同時に施策評価関連資料を提出(分野別計画実績等、事務事業評価シート)
○事務事業評価事務 H25.4.24：事務事業評価作業開始 一次作業(～H25.5.17)※決算額以外のシート内容作成 二次作業(～H25.6.21)※決算額の最終確認
○行政評価外部評価委員会 H25.7.19：個別事業群評価 H25.7.26：外部評価委員会意見調整、市長報告
○公表 H25.9.6：市ホームページへ掲載

▽活動(下半期実績)

H26.2：次年度評価に向けた準備作業 ※市民アンケート実施(基礎資料)
H26.3：平成25年度評価作業の開始

▽取組目標の達成見込

H24 計画	施策評価(標準予算事業)の制度設計	H24. 12完了
H24 実績	施策評価(標準予算事業)の制度設計	H25. 3基本方針策定 (H25.5 行政評価システムの改訂)
H25 計画	施策評価(標準予算事業)の実施	評価実施
H25 実績(見込)	施策評価(標準予算事業)の実施	評価実施済み(H25.8)
補 足 等		

◎計画期間全体の活動成果等(平成24年度から平成25年度)

▽活動成果

平成24年度の主要施策の成果報告書については、新規導入の施策評価をまとめたシートとして整理し、市議会における決算認定の資料とすることができた。そのことから、市議会での決算関連質問でも以前からの事務事業に関する質問に加え、施策での進捗などに関する質問もやや増加してきた。

また、行政評価システムとして運用している施策評価・事務事業評価について、基礎資料となる分野別行政計画とあわせて、市ホームページを通じて市民への周知を行うことができた。

▽反省点・課題等

行政評価システムについては、事務事業評価の評価対象事業の選定について、市議会での議論があり、今後の選定のあり方についても検討が必要である。

また、同様に行政評価外部評価委員会でも類似意見も出ており、平成25年度評価における課題となっている。

施策評価については、平成25年度評価からは市民アンケート項目が追加要素となり、実務的な精査を図る必要がある。

また、市民への公表については、ホームページへのシートの掲載は行っているものの、わかりにくいものもあり、より伝わりやすい公表への工夫が必要である。

◎平成26年度以降の事業展開の方向性等

▽事業展開の方針等

事務事業評価対象事業や外部評価委員会での対象事業については、平成24年度評価実施時の課題を踏まえた選定を行う。

また、外部評価の対象事業は一部に限られてしまうことから、類似や関連事業についても外部評価の影響を及ぼせるようなしくみの検討を行う。

公表については、市ホームページを中心に、より見やすいような工夫を行う。

【まちづくり基本条例推進委員会意見】

新たな施策評価の導入や、事務事業評価対象を拡大し、行政評価システムの充実を図られている。今後は、更に行政評価システム全体の客観性が高められるよう、評価システムの改善を検討されたい。

事業名 職員コンプライアンス意識啓発事業
所 管 企画総務部 総務法制室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第9条 第1項	公正・能率的な職務遂行
---------	-------------

◎平成25年度の活動実績

▽活動概要（上半期）

- H25.4.1 庁内電子掲示板「計画・マニュアルライブラリ」にハンドブック掲載
 ○H25.4.30 「コンプライアンスハンドブックの作成について」市長が定例記者会見で発表
 ○H25.5 市ホームページに「市のコンプライアンス」のページを作成し、ハンドブック掲載
 ○H25.5.15 市議会へ総務委員会協議会提出資料としてハンドブックを提出

▽活動概要（下半期）

- ・ハンドブックの周知
 ○H25.11.25 人事情報室と連携し、市顧問弁護士を講師にコンプライアンス研修を実施
 （対象職員：主査級職員）
 ○H26.2.26 コンプライアンス委員会の開催

▽取組目標の達成状況

H24	計 画	コンプライアンスハンドブックの作成	H24.12完成
	実 績	コンプライアンスハンドブックの作成	H24.12完成（見込）
H25	計 画	職員研修の実施	1回以上
	実 績	職員研修の実施	1回(H25.11.25 実施)
補 足			

◎計画期間全体の活動成果等（平成24年度から平成25年度）

▽活動成果

コンプライアンスハンドブックの策定に向け実施した職員アンケートにより、職員のコンプライアンスに関する意識の把握することができた。
 また、亀山市職員コンプライアンスハンドブックの作成し、庁内での情報共有を図るとともに、HPを通じて一般公表した。

▽反省点・課題等

コンプライアンスハンドブックを作成し、一定の成果を上げることができたが、職員のコンプライアンスに対する意識について、どの程度意識向上が図れたか検証する必要がある。

◎平成26年度以降の方向性等

▽事業展開の方針等

今後、継続して職員研修を実施することにより、職員のコンプライアンスに対する理解を深め、意識啓発を図っていく。

また、どの程度意識向上が図れたか検証するため、職員のコンプライアンス意識調査（職員アンケート）を実施する。

【まちづくり基本条例推進委員会意見】

コンプライアンスハンドブックが完成し行政側の対応方法などが確立したので、今後は適切かつ実効的に運用されたい。

事業名 (仮称) 人権を尊重する条例策定事業
所 管 市民文化部・文化振興局 共生社会推進室

◎事業推進に当たり、特に重視したまちづくり基本条例の内容(基本原則など)

第 4 条 第4項	権利の行使に伴う差別されない権利
第5項	権利の不行使に対し、不利益な扱いを受けないこと
第 5 条 第1項	積極的なまちづくりの推進
第13条	市民尊重の原則

◎平成25年度活動実績

▽活動概要(上半期)

- 亀山市人権施策推進委員会
第7回(H25.5.10): 報告事項(条例制定[議会上程]経緯・パブリックコメントに対する報告、今後の進め方) [パブリックコメント実施期間: H25.3.19~H25.4.17]
- 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例
H25.6.28: 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例施行

▽活動概要(下半期)

- 亀山市人権施策審議会の設置: H25.12
[委員構成: 12名]
- | |
|----------------|
| 有識者 |
| 公募者 |
| 地域活動・市民活動団体代表者 |
| 事業所からの推薦者 |
| 教育関係者 |
| 他 |
- ・第1回 審議会 (H25.12.18) : 委嘱、協議事項(条例・規則の説明、現状と課題について)
 - ・第2回 審議会 (H26.1.27) : 協議事項(市民意識調査・委員会での検討内容の説明)
 - ・基本方針の策定検討(検討期間: H25~27)
基本方針: 条例第5条第2項に掲げる事項

▽取組目標の達成状況

H24	計 画	条例の方向性決定	H25. 3
	実 績	条例(素案)の策定	H25. 3完了
H25	計 画	条例制定	H26. 3
	実 績	条例制定	H25. 6完了
補 足			

◎計画期間全体の活動成果等（平成24年度から平成25年度）

▽活動成果

平成23年度に実施したアンケート結果や、関係団体のヒアリングを通じた市民意見を踏まえ、亀山市人権施策推進委員会（分科会）での検討を進め、当初の予定を早め、条例施行を行うことができた。
また、検討過程における関係団体等意見聴取・分科会等は、参加した担当室や参加者に対する人権研修の場となり、互いの学びの場とすることができた。

▽反省点・課題等

人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本方針の策定について、より具体的な課題解決に向けた議論が必要になってくると考えている。

◎平成26年度以降の方向性等

▽事業展開の方針等

人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本方針の策定に向け、人権施策審議会において引き続き検討を図り、関係団体等からも幅広く意見聴取を行っていく。

【まちづくり基本条例推進委員会意見】

「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」が平成25年6月に施行され、市の人権に関する理念が取りまとめられたが、今後、条例に基づく基本方針等の検討を着実に進められたい。